

報告事項 3

損害賠償請求事件について

このことについて、別紙資料に基づき報告します。

令和2年7月8日

教 職 員 課

# 損害賠償請求事件について

## 1 当事者

原告（控訴人）：岡崎市立小学校の教諭

被告（被控訴人）：岡崎市、愛知県

## 2 事件の概要

### (1) 事件の経過

原告は、愛知県教育委員会の判定会議で「指導が不適切な教員」と認定され、平成 27 年度及び平成 28 年度に、授業や生徒指導等に関して、愛知県総合教育センター及び所属校内での指導改善研修を受講した。

### (2) 主張の内容

所属校の校長らは、原告に対し、些細なことで注意をしたり、長時間拘束して注意をするなど不当な要求や発言をした。そもそも原告は、指導改善研修を受ける必要がなかったにも関わらず、不当に歪められた評価により同研修の受講を余儀なくされた。また、校長らの言動は、原告の人格を著しく傷つけるパワーハラスメントであり、これにより原告は著しい精神的苦痛を受けたとして、岡崎市及び愛知県に対して慰謝料等約 1,100 万円を求めて訴えの提起に至ったものである。（提起日：平成 30 年 3 月 14 日）

## 3 判決の概要

### (1) 判決結果

第一審判決 県側勝訴（令和元年 9 月 19 日）

控訴審判決 県側勝訴（令和 2 年 6 月 10 日）

### (2) 理由趣旨〔控訴審判決より〕

控訴人の授業等の状況を踏まえると、指導改善が必要な教員として控訴人に総合教育センターでの研修を命じた判断は誤りとは言えない。

また、研修等における控訴人に対する校長らの発言や対応は、全体としてみれば、指導の一環としてなされたものと認められ、不法行為に当たると認めることはできない。